

愛媛県私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象専攻科)

第2条 要綱第2条第1号に規定する大学には短期大学を含み、同号に規定する編入学基準を満たす課程とは、高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第63号）を満たすものとする。

2 要綱第2条第2号に規定する国家資格とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないとされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(支給対象者)

第3条 要綱第3条第1項第3号に規定する在学した期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算し、次に掲げる期間は通算しないものとする。

(1) 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）

(2) 高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

2 要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）がいる場合は当該保護者とし、保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者（生徒が在学中に成年年齢に達した場合にあっては、成年年齢に達する日以前の日において当該生徒の保護者であった者）の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

(支給期間)

第4条 要綱第4条第2項に規定する支給期間には、他の国公立高等学校等専攻科

支援金の支給期間を含むものとする。

(受給資格の認定等)

第5条 要綱第6条第1項に規定する知事が必要と認める書類は、保護者等の課税標準額と調整控除額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）とする。

2 要綱第6条第3項の規定による審査に際し、所得確認が必要な保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していないため、課税状況の確認ができないときは、受給資格の認定はしないものとする。なお、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合においては、この限りでない。

(残支給期間)

第6条 要綱第10条第2項の規定による受給資格の消滅後、他の私立高等学校等専攻科に転学等した者の転学先での残りの支給期間は、次の計算式により算出した月数とする。

$$\text{転学先の修業年限（月数）} - \text{転学元での在学月数} \times \frac{\text{転学先の修業年限}}{\text{転学元の修業年限}}$$

※一月未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

(交付申請等関係書類)

第7条 要綱第11条の規定による交付申請書に添付する関係書類は、専攻科支援金交付申請額内訳（別紙1）とする。

2 要綱第13条の規定による専攻科支援金変更承認申請書に添付する関係書類は、専攻科支援金変更申請額内訳（別紙2）とする。

3 要綱第15条の規定による専攻科支援金実績報告書に添付する関係書類は、専攻科支援金実績報告額内訳（別紙3）とする。

4 要綱第19条第2項に規定する知事が必要と認める書類は、概算払の交付を受けようとする理由を明らかにした書類とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行し、令和3年7月1日から適用する。